

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
地方独立行政 法人 大阪府立環境 農林水産総合 研究所	<p>職員2名に対し、他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="460 562 1451 827"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年4月から 平成27年9月まで</td> <td>169,290円</td> <td>84,000円</td> <td>85,290円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成26年4月から 平成27年9月まで</td> <td>169,290円</td> <td>84,000円</td> <td>85,290円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円	B	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員給与規程】</b>                      第17条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(以下略)</p> </div>	<p>他に経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で通勤認定していた職員については、平成27年12月に通勤認定を変更する是正措置を講じた。また、通勤手当の認定事務をより適正に処理できるよう、通勤認定の取扱いに関する規定を整備し、所内職員への周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、複数でのチェックを行うなど、適正に対応していくよう努める。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額														
A	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円														
B	平成26年4月から 平成27年9月まで	169,290円	84,000円	85,290円														

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年11月25日及び同月26日）